

第5号様式（第13条関係）

練馬区立心身障害者福祉センター目的外利用使用料減額免除申請書

練馬区長 殿

施設の使用料の（減額・免除）について、下記のとおり申請します。

令和2年 12月 2日

団体名称 中村橋地区すずらん会

代表者名 中村 花子 電話（ 3926 ） 7212

住所 練馬区貫井1-9-1-202

利用日時	令和2年12月25日13時00分から17時00分まで	
施設名称	集会室	
決定	減額・免除	
使用料	減額・免除前の使用料 1,600円	減額・免除後の使用料 800円
減額または免除の理由	<p>(免除の場合)</p> <p>(1) 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。</p> <p>(2) 官公署が行政目的のために利用するとき。</p> <p>(3) 区内の団体が行政への協力等のために利用するとき。</p> <p>(4) 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的のために利用するとき。</p> <p>(5) 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(減額の場合)</p> <p>(1) 区が後援する事業で利用するとき。</p> <p>(2) 幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。</p> <p>(3) 別に定める区内の公共的団体が利用するとき。</p> <p>(4) 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の団体が利用するとき。</p> <p>(5) 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき（免除の場合の第5号に該当する場合を除く。）。</p> <p>(6) 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める10人以上の団体が利用するとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。</p>	